

品川区エレベーター用防災チェアの配布事業について

1. 事業目的

マンションは一般に躯体が強く、在宅避難が中心となるため、マンションの特性を踏まえた防災普及啓発を進める必要がある。

このため、区内の希望する共同住宅の所有者等に対し、エレベーター用防災チェアを無償で配布し、エレベーター閉じ込め対策を支援することを通じ、マンション居住者が災害への備えを考えるきっかけとすることを目的とする。

2. 事業内容

希望する共同住宅へエレベーター用防災チェアを無償で配布する。

(1) 開始時期

令和6年8月1日から申請受付開始（予定）。

(2) 対象となる共同住宅

配布の対象となる共同住宅（以下「対象住宅」という。）は、次に掲げる要件を満たす共同住宅。

- ①建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に適合していること。
- ②現に住宅として使用されていること。
- ③既にエレベーター用防災チェアが設置されていないこと。
- ④3階建て以上かつ15戸以上であること。

(3) 配布数量

共同住宅1棟につき1台

(4) 配布用のエレベーター用防災チェア

地震等でエレベーターが停止し、閉じ込めが発生した際に、エレベーターのかご内で復旧を待つ間に活用するための備蓄品を収納した三角柱型の椅子型ボックス。発災時には本体にトイレシートを被せて、着座してトイレとして利用することができる。また、5名が8時間待機できる為の備蓄品として、保存水、トイレ用品、非常用備蓄食品等が格納され、10年の保存期間を有している。



イメージ図